

(目的)

第1条 この条例は、古河市の良好な景観の形成及び環境の保全並びに太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全及び安心並びに良好な居住環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの(建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置し、又は送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 工事 太陽光発電設備の設置に伴う工事をいう。この場合において、土地の造成、木竹の伐採及び伐根を含むものとする。
- (3) 太陽光発電事業 古河市内において太陽光発電設備の設置(増設及び改修を含む。)を計画し、又は運用(当該発電した電力を自家消費する場合を含む。以下同じ。)することをいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行い、又は行おうとする者をいう。
- (5) 管理者 太陽光発電設備及び第7号に規定する事業区域を管理する者をいう。
- (6) 事業者等 事業者及び管理者をいう。
- (7) 事業区域 太陽光発電事業を行う土地(太陽光発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含み、土地の一部にこれらの設備等が設置される場合にあっては、その土地全て)をいう。
- (8) 一団の事業 一の事業区域の境界から水平距離が100メートル以内の区域に別の事業区域が含まれる場合に、同一の事業者又は複数の事業者が共同して、規則で定める期間内に行う太陽光発電事業をいう。
- (9) 隣接住民 事業区域に隣接する土地の所有者並びに当該土地に存する建築物の使用人及び所有者をいう。
- (10) 周辺住民 事業区域の境界から規則で定める距離以内の区域に存する建築物の使用人及び所有者並びに土地の所有者をいう。
- (11) 地元関係者 古河市住民自治組織設置規則(平成20年規則第30号)第5条に規定する自治会長又は行政区長であって、事業区域に係るもの(以下「区長等」という。)並びに隣接住民及び周辺住民をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、この条例及び関係法令等を遵守し、災害の防止、環境の保全及び自然環境の保護に十分配慮するとともに、地元関係者の生活環境への影響を抑えるよう、太陽光発電設備を適正に維持管理しなければならない。

- 2 事業者等は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たる等、地元関係者との良好な関係の保持に努めなければならない。
- 3 事業者等は、柵等により事業区域の境界を明確にし、太陽光発電設備及び事業者等に係る事項を明らかにするとともに、事業区域の規模等に応じ、規則で定める必要な施設等を整備しなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態で維持し、太陽光発電事業を廃止した場合には、速やかに太陽光発電設備を撤去しなければならない。

- 5 事業者は、前項の定めるところにより太陽光発電設備を撤去するために必要な費用について、規則で定めるところにより、計画的に積立てを行わなければならない。
- 6 事業者は、太陽光発電事業について十分な経験と知識を習得するよう努めるものとし、第三者に太陽光発電事業を譲渡する場合には、譲受人に対して事業者の責務等について十分に説明する等必要な措置を講じなければならない。
- (地元関係者の責務)
- 第5条 地元関係者は、第1条の目的の達成のために実施される市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。
- (適用範囲)
- 第6条 この条例は、総発電出力（一団の事業にあっては、それぞれの総発電出力を合算したものとす。以下同じ。）が10キロワット以上で、土地に自立して行う太陽光発電事業について適用する。
- (抑制区域)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当する区域であって、規則で定めるものは、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）とする。
- (1) 法令等により、自然環境若しくは森林の保全区域又は農業を振興する区域として指定されている区域
- (2) 土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある区域
- (3) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (4) 地域を象徴する優れた景観を保護する必要がある区域
- (5) 住居等を目的とした市街化を進める区域及びその境界から規則で定める距離以内の区域
- (6) 都市施設の用に供する計画のある区域
- (7) 市街地開発事業等の予定区域
- 2 市長は、太陽光発電事業により地元関係者の安全と安心を脅かすおそれがあると認めるときは、前項に規定する区域以外について、抑制区域として指定することができる。
- 3 市長は、事業区域の一部又は全部が抑制区域に該当するときは、事業者に対して太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、抑制区域に関し必要な事項は、規則で定める。
- (関係法令等の遵守等)
- 第8条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、この条例のほか、当該事業に関連する関係法令、条例等を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、抑制区域において太陽光発電事業を実施するに当たっては、道路管理者その他の公共的施設を管理する者と協議しなければならない。
- (事前協議)
- 第9条 事業者は、太陽光発電事業が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の説明会を行う60日前までに、あらかじめ市長に協議（以下「事前協議」という。）を申し入れなければならない。
- (1) 総発電出力が50キロワット以上の場合
- (2) 事業区域の面積が500平方メートル以上の場合
- (3) 事業区域内に抑制区域が含まれる場合
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申入れを却下することができる。
- (1) 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有するもの若しくは暴力団等がその事業活動を支配するものである場合
- (2) 太陽光発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある場合
- (3) その他市長が必要と認める場合
- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者が必要な措置を講じるまでの間、事前協議を留保することができる。この場合において、市長は、相当の期間を定めて是正するよう指導してもなお改善されないときは、当該事前協議の申入れを却下することができる。

- (1) 太陽光発電事業を実施し、太陽光発電設備を適切に維持し、管理するために必要な資力及び信用があると認められない場合
 - (2) 市税を滞納している場合
 - (3) その他市長が必要と認める場合
- 4 市長は、事前協議が終了したときは、事業者に当該事前協議の結果を通知するものとする。この場合において、市長は、第7条及び前条の定めるところにより、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。
- 5 事業者は、事前協議が終了した後、第12条第1項に規定する実施協議を行う前に当該事前協議の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出て変更の協議をしなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 6 事業者は、第12条第1項に規定する実施協議を行う前に事前協議を取り下げるときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。
- (説明会の開催等)
- 第10条 事業者は、第12条第1項に規定する実施協議及び同条第2項の規定により準用する前条第5項の変更の協議を行う前に、隣接住民及び周辺住民のうち、規則で定める範囲の者（以下「説明会対象者」という。）を対象に、当該太陽光発電事業について説明会を開催し、当該太陽光発電事業に関する理解を得られるよう努めるものとし、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第2項第7号に規定する説明会を開催する場合には、その結果を市長に報告することでこれに代えることができる。
- 2 事業者は、説明会対象者が説明会に参加できるよう日程及び場所の確保に努めるものとし、説明会対象者又は市長が要望した場合には、再度、説明会を開催しなければならない。
- 3 事業者は、説明会に参加できない説明会対象者がいるときは、戸別訪問等により周知及び説明を行わなければならない。
- 4 事業者は、説明会の開催前に、あらかじめ市長及び区長等に対して、説明会の日時、場所、太陽光発電事業の概要その他の必要な事項について報告しなければならない。
- (計画標識の設置)
- 第11条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する説明会を開催した日から工事完了の日までの間、事業区域の見やすい場所に当該太陽光発電事業の計画の概要を記載した標識を設置しなければならない。
- (実施協議)
- 第12条 事業者は、工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定める計画書を提出した上で、市長に協議（以下「実施協議」という。）を申し入れなければならない。
- 2 第9条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、実施協議について準用する。この場合において、同条第5項中「第12条第1項に規定する実施協議を行う前に当該事前協議の」とあるのは「工事を行う前に当該実施協議の」と、同条第6項中「第12条第1項に規定する実施協議を行う前に事前協議を」とあるのは「工事を行う前に実施協議を」と読み替えるものとする。
- (協議終了の通知等)
- 第13条 市長は、実施協議（前条第2項の規定により準用する第9条第5項の変更の協議を含む。）が終了したときは、事業者に当該実施協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。
- 2 事業者は、前項の規定による通知を受けた後に工事に着手するものとする。
- (協定の締結)
- 第14条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、事業者に対し、太陽光発電事業並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定の締結を申し入れるものとする。
- 2 事業者は、前項の協定の締結の申入れに応じるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業の譲渡、組織再編等により事業者の地位を第三者に承継する場合には、協定の内容を当該第三者に引き継がなければならない。
- (工事の着手等の届出)

第15条 事業者は、工事に着手するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。工事を中断し、又は再開するときも、同様とする。

2 事業者は、工事が完了したときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該工事が適正に完了したかどうか確認するものとする。

(適正な設置及び維持管理)

第16条 事業者等は、規則で定めるところにより、発電設備の適正な設置及び維持管理に努めるものとする。

(変更の届出)

第17条 事業者は、工事完了後に太陽光発電事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届出て変更の協議をしなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(運用の開始)

第18条 事業者等は、太陽光発電設備の一部又は全部の運用を開始するときは、あらかじめ規則で定めるところにより届け出なければならない。太陽光発電設備の運用を停止し、又は再開するときも、同様とする。

2 事業者等は、工事完了から太陽光発電設備の運用を開始するまでの間に、規則で定めるところにより事業区域内の見やすい場所に看板を掲示し、これを良好な状態で維持し、内容に変更があった場合には、速やかに更新しなければならない。

(事業の廃止)

第19条 事業者は、太陽光発電事業の一部又は全部を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、市長に届出て、かつ、地元関係者に通知しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、太陽光発電設備を速やかに撤去し、自らの責任において適正に処分するとともに、太陽光発電設備の撤去を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対して、規則で定めるところにより太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、速やかに市長に報告しなければならない。

(立入調査等)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業区域に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第22条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第23条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条第1項の規定による申入れ又は同条第5項(第12条第2項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第10条第1項又は第2項に規定する説明会の開催を、正当な理由なく行わないとき。

(3) 第15条第1項の規定による届出を行う前に、工事に着手したとき。

(4) 第20条第2項の規定による報告を、正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

- (5) 第21条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して回答を拒み、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (6) 正当な理由なく長期間にわたり、太陽光発電事業が停止しているとき。
- (7) 太陽光発電事業を廃止後、正当な理由なく当該事業に係る太陽光発電設備を撤去しないとき。
- (8) 前条の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

2 事業者等は、前項に規定する勧告を受けたときは、規則で定めるところにより、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに確認を行うものとする。

(氏名等の公表)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、事業の内容並びに指導、助言又は勧告に至る経緯を公表することができる。

- (1) 事業者等が、正当な理由なく前条第1項の勧告に従わないとき。
- (2) 前条第2項に規定する措置の状況の報告前に、同様の事案が生じたとき。
- (3) 前条第1項の勧告を受けた日から1年以内に、同項の勧告を受けたとき。
- (4) 措置の状況が明らかに不十分であり、かつ、改善の見込みがないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後60日の間に着手する第10条第1項の規定により届出を要する太陽光発電設備設置事業については、第7条から第11条までの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に発電設備を設置している事業者であって、当該設置の日以後180日の間に、実質的に一つと認められる場所に発電設備を設置し、又は既に設置している発電設備を変更等することにより、総発電出力が50キロワット以上となる場合は、第5条の規定による対象とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（令和2年条例第47号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例第7条の規定による事前協議を開始しているものに係る協議、周知等の手続等については、なお従前の例による。

附 則（令和8年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の古河市内における太陽光発電設備及び維持管理に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する改正後条例第2条第3号に規定する太陽光発電事業について適用する。
- 3 施行日以後にこの条例による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（以下「改正前条例」という。）第2条第1号に規定する発電設備（改正前条例第5条の規定に

該当しないものとして設置されているもの及びこの条例の施行の際現に改正前条例の規定により事前協議を開始しているもの（次項において「事前協議開始事業」という。）により施行日以後に設置されたものを含む。以下この項において同じ。）に係る事業（以下同項において「旧事業」という。）に関する区域の境界から水平距離が100メートル以内の土地に同一の事業者又は複数の事業者が共同して、旧事業に係る発電設備の設置の完了の日から1年以内に新たな事業（同項において「新事業」という。）の区域を設ける場合にあっては旧事業と新事業とを、又は旧事業において、その発電設備の設置の完了の日から1年以内に改正後条例第2条第1号に規定する太陽光発電設備を増設する場合にあっては当該旧事業を同条第8号に規定する一団の事業とみなして改正後条例の規定を適用する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後条例第23条（同条第1項第1号から第5号まで及び第8号を除く。以下この項において同じ。）及び第24条の規定は、事前協議開始事業及びこの条例の施行の際現に実施されている改正前条例第2条第1号に規定する太陽光発電設備設置事業について適用する。この場合において、改正後条例第23条及び第24条の規定を適用する場合にあっては、改正後条例第23条第1項各号列記以外の部分中「この条例の施行上必要があると認めるとき」とあるのは「必要があると認めるとき」と、「事業者等」とあるのは「事業者」と、同条第2項中「事業者等」とあるのは「事業者」と、改正後条例第24条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第19号）による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例第14条第2項に規定する勧告をした場合」と読み替えるものとする。

（準備行為）

- 5 施行日から令和8年8月31日までの間に着工する改正後条例第6条の規定の適用を受ける太陽光発電事業（総発電出力が10キロワット以上50キロワット未満のものに限る。）に係る改正後条例の規定に基づく手続その他の必要な行為は、施行日前においても行うことができる。この場合において、改正後条例第9条第1項及び第12条第1項中「60日前までに」とあるのは、「前までに」と読み替えるものとする。